

教科書無償給与制度について

◆義務教育教科書無償給与制度の趣旨

義務教育教科書無償給与制度は、憲法第 26 条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童生徒に対し、国民全体の期待を込めて、その負担によって実施されています。※新小1年生にお渡しする教科書袋にもこのように記載してあります！

また、この制度は、次代を担う児童生徒の国民的自覚を深め、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて行われているものであり、同時に教育費の保護者負担を軽減するという効果を持っています。

憲法第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。
 義務教育は、これを無償とする。

※教科書無償給与制度に係る各種事務手続きは、事務職員が担っています。

◇ちなみに教科書とは・・・

義務教育諸学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの。

【教科書の種類】 ※瑞浪市で使用しているものは□の2種類です。

- ・文部科学大臣の検定を経た教科書（文部科学省検定済教科書）…一般的な教科書
- ・文部科学省が著作の名義を有する教科書（文部科学省著作教科書）…☆本
- ・学校教育法附則9条の規定による一般図書…上記以外の教科書
- ・教科用特定図書等…拡大教科書、点字教科書、音声教材（デージー教科書）など

⇒検定教科書の使用が困難である児童生徒は、ニーズに応じて他の教科書が選択できます！

音声教材は、令和6年より上記に加え、日本語に通じない児童生徒にも提供が可能となりました。

Q & A

Q. 教科書の値段はいくらでしょう？

A. 毎年値段が変わりますが、令和元年度実績は以下のとおりです。

- ・小学校では1冊平均 379 円、一人あたり平均 3,788 円
- ・中学校では1冊平均 510 円、一人あたり平均 5,387 円

◆義務教育教科書無償給与制度における留意事項

- ①教科書給与は児童生徒1人につき1種目ごとに1冊ずつ
- ②教科書の再給与は、原則として転学先の使用教科書が転学前に給与済のものとは異なる場合のみ ※日本人学校を始め、海外に年度途中に出国する児童生徒にも無償で給与されます。
- ③災害(雨漏りや火災は対象外)に被災した、もしくは虐待等の特別措置の場合は再度給与できる **ただし！！ ⇒ 破損・紛失した場合は再給与できません。**

その場合は「教科書取次ぎ書店」へ保護者が連絡して購入していただくこととなります。大切に扱っていただくとともに、転出時や複数年度にまたがって使用する教科書は注意してください。